

## 年金業務・組織再生会議（第13回）議事要旨

1 日時 平成19年12月10日（月）10:00～12:30

2 場所 総理官邸3階南会議室

3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

岩瀬達哉、大山永昭、小嶋典明、斎藤聖美、野村修也、八田達夫、本田勝彦

（政府）

山本明彦内閣府副大臣、戸井田徹内閣府大臣政務官、福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、加瀬徳幸行政改革推進本部事務局参事官、長田浩志行政改革推進本部事務局企画官

4 議事次第

開会

フューチャーアーキテクトからのヒアリング

社会保険庁からのヒアリング

坂野泰治社会保険庁長官、吉岡荘太郎社会保険庁総務部長、鈴木俊彦社会保険庁運営部企画課長、植田堅一社会保険業務センター副所長

事務局説明

意見交換

閉会

5 議事の経過

総務省の年金記録問題検証委員会にも参加され、社会保険システムの有識者である、フューチャーアーキテクト株式会社の碓井誠取締役副社長、清水剛ディレクターから社会保険システムのITガバナンスについて説明が行われ、委員との質疑応答が以下のように行われた。

- ・ 社会保険システムについて、日本年金機構と厚生労働省との責任体制をどう考えるかとの質問があり、機能は組織で分断すべきではなく、国も日本年金機構も連帯して責任を持つべきであるとの回答があった。
- ・ 社会保険システムの開発について、国と日本年金機構以外の第三者を入れて外部からの意見を取り入れるようにすべきと考えるかとの質問があり、第三者を入れるのは必須であり、必要に応じてトップが関与する仕組みが重要であるとの回答があった。

- ・ 年金記録問題がない時に開始されたシステム刷新について、具体的にどうすべきという提言はあるかとの質問があり、まず具体的に何をすべきかが対外的にも明らかになるような場をもつべきであると考えたとの回答があった。

引き続き、社会保険庁から、前回の会議で委員から指摘のあった事項などについて説明が行われ、委員との質疑応答が以下のように行われた。

- ・ 社会保険庁のコンプライアンス推進体制の見直しについて、外部通報窓口を内部からの通報に限定する必要はないのではないか、また、内部通報を内部の人間で処理するのでは牽制効果がないので、外部の専門家（弁護士）に権限を与え、処理する仕組みにしないと効果がないのではないかとの意見があった。
- ・ 年金相談業務の社会保険労務士への個人委託については、週一回であれば、その日だけ非常勤採用とするなど、もっと柔軟な対応をしてもよいのではないかとの意見があった。

最後に、10月以降の会議において、業務委託の推進などについて出された各委員の意見を整理した資料を基に意見交換を行い、以下のような意見があった。

- ・ 免除勧奨業務について、訪問しても不在の場合が多く、足繁く訪問することが必要。業務は難しくないで、むしろ外部にお願いしたらどうかとの意見があった。
- ・ 平成17年に策定された人員削減計画をベースにして、その後の変化を踏まえたものとするよう、更に議論を深めていくべきであるとの意見があった。
- ・ 外部委託する業務の検討においては、権力的な業務だからできないということではなく、どうやったら外部委託をできるのかという方向で考えるべきとの意見があった。
- ・ 現在進められているシステム刷新の対象となっていない年金給付業務についても、今後、システム刷新が進められた場合には、業務のあり方が大きく変わり得ることに留意すべきではないかとの意見があった。

次回開催は12月17日（月）10時からとされた。

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>